

平成 25 年 10 月

時間単位有給休暇を取った日の残業の取扱い

【質問】

私の会社では時間単位での有給休暇の取得が認められています。
先日、午前 8 時から12時まで4時間の時間単位の有給休暇を取得した社員が、午後 1 時から終業時間の午後5時まで仕事をした後に午後8時まで3時間残業しました。この3時間について残業代を支払わなければならないのでしょうか。

【答え】

有給休暇は労働者が仕事から解放されて心身のリフレッシュを目的とした休暇のことです。1日単位でとることが原則ですが、会社によって半日単位、時間単位でとることが認められています。有給休暇は出勤しているとみなされ、給料は支払われますが、実際に仕事をしていないので労働時間ではありません。

労働基準法上の労働時間は実際に使用者の指揮命令を受けて働いている時間のことを言います。法律で決まっている1日の労働時間(8時間)を超えて働いた場合は超えた時間に対して割増手当を支払わなければなりません。

ご質問の場合は(4時間)の有給休暇を取ったあと出勤して終業時間の午後5時まで4時間勤務し、さらに3時間残業ということですから、実際に働いた時間は午後1時から午後5時まで4時間と午後5時から午後8時まで(3時間)の合計7時間です。したがって、1日の労働時間が8時間を超えていませんので、この3時間については割増手当を支払う必要はなく、通常の賃金の3時間分を支払うことになります。(ちなみに労働時間が6時間を超えているので45分以上の休憩時間が必要です。この時間についての支払いは必要ありません。)

ただし、会社によっては就業規則で「会社の終業時間を超えて働いたときは割増手当を支払う」と決まっている場合があります。その場合は1日の労働時間が8時間を超えていなくても割増手当を支払う必要がありますので、まずは就業規則の確認をしてみてください。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 時間単位、半日単位の有給休暇は出勤扱いになるが、その日の労働時間に加えない。
- ❖ 会社の就業規則の割増手当規定を確認。